

(平成31年4月に小学校・中学校に入学予定のお子様の保護者の皆様へ)

## 平成31年度 就学援助制度のお知らせ

白井市教育委員会

市では経済的な理由により、お子さんを小・中学校に就学させることが困難な保護者に対して、学用品費や給食費、修学旅行費など義務教育を受けるために必要な費用の援助を行っています。

就学援助を希望する人は下記の内容を確認の上、申請してください。(前年度に認定されていた人も、毎年度申請が必要となります)。

### ◎認定要件 (援助を受けることができる方)

市内に住所があり、平成31年4月に白井市立小学校又は中学校に在学する児童生徒又は入学予定者のご家庭で、次のいずれかに該当する場合。

- 1 生活保護を受けている
- 2 前年度または当該年度に次のいずれかの措置を受けた

申請理由	理由を証明する書類 (コピー可)
① 生活保護の停止または廃止	不要
② 市民税の非課税 (世帯全員)	不要
③ 個人事業税の減免	減免決定通知書
④ 市民税の減免	減免承認決定通知書
⑤ 固定資産税の減免	減免決定通知書
⑥ 国民健康保険税の減免 (世帯全員)	国民健康保険税減免決定通知書
⑦ 国民年金保険料の減免 (世帯全員)	国民年金保険料免除申請承認通知書
⑧ 児童扶養手当の支給	不要
⑨ 生活福祉資金の貸付け	生活福祉資金貸付決定通知書

- 3 上記1及び2には該当しないが、失業や病気、災害など特別な事情により、経済的に困窮している。  
(ただし、この場合は民生委員による家庭環境調査を行い、市教育委員会議会で審査したうえで決定となりますので認められない場合があります。)

※年度途中で認定要件を失った場合は、学校政策課へお知らせください。連絡がない場合や申請内容と事実が異なることが判明した場合は、支給済みの援助費を過去に遡って返還していただくことがあります。

### ◎申請手続き

- 1 申請場所 白井市役所 東庁舎3階 学校政策課
- 2 申請期間 **平成31年1月4日(金) から 平成31年4月19日(金) まで**
  - ・4月19日までの申請は4月からの認定とし、4月20日以降の申請は、申請日の翌月から認定となります。
  - ・就学援助費は、通常、入学後の7月以降の支給となりますが、(裏面)の「就学援助の内容」のうち、「**新入学児童学用品費(入学準備金)**」のみ、**1月31日(木)までに申請し認定された方は、入学前(3月)に支給します。**(1月31日を過ぎて申請し認定された場合は、通常の7月以降の支給となります。)
3. 必要書類等
  - (1) 白井市就学援助申請書 (学校政策課窓口にあります。)
  - (2) 印鑑
  - (3) 理由を証明する書類 (認定要件の2に記載されている該当者のみ)
  - (4) 個人番号 (マイナンバー) のわかるもの (個人番号カード、通知カード)
  - (5) 運転免許証 (写真付きの身分証明書)
  - (6) 申請者名義の振込先口座がわかるもの

(裏面へ)

## ◎就学援助の内容

就学援助は、下記の費用を支給します。(学校へ納付するお金を免除する制度ではありません。)  
年度途中から認定された場合は、支給される金額が年額とは異なります。

### 《 支給額 》

	小学生	中学生
学用品費	年額 11,420 円	年額 22,320 円
通学用品費	2 学年以上の児童生徒 年額 2,230 円	
校外活動費	実費 (宿泊を伴うものは年 1 回限り)	
通学費	片道 4 km 以上で通学に利用する 交通機関の旅客運賃の実費	片道 6 km 以上で通学に利用する 交通機関の旅客運賃の実費
修学旅行費	実費 (小学校・中学校でそれぞれ 1 回限り)	
新入学児童生徒 学用品費等 (入学準備金)	4 月認定の 1 学年 年額 40,600 円	4 月認定の 1 学年 年額 47,400 円
医療費	医療券を交付	
学校給食費	実費	

### 【留意点】

- ・生活保護を受けている人は修学旅行費、医療費のみを援助します。
- ・給食センターへの学校給食費 (桜台小中学校を除く) の支払いは口座払いにより行っております。認定後に金融機関へ引き落とし停止を依頼するため、数か月分の給食費が引き落とされてしまう場合があります。認定後に引き落とされてしまった給食費は、後日、元の口座へ還付されます。
- ・医療費は定期健康診断等の結果、学校保健安全法施行令第 8 条に規定する疾病 (トラコーマ・結膜・白せん・かいせん・膿痂疹・中耳炎・慢性副鼻腔炎・アデノイド・う歯・寄生虫病) の治療を学校が指示した場合に、学校が教育委員会に医療券の交付申請を行います。申請に基づき、教育委員会が医療券を発行し、医療機関に発送します。保護者が負担する額を教育委員会が直接医療機関に支払います。

### ◎ 申請・問い合わせ先

白井市役所 東庁舎 3 階 学校政策課 (住所: 白井市復 1 1 2 3 番地)  
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで (土日祝日を除く)  
電話 047-492-1111

